

第24日

令和元年9月25日（水）

午前10時零分開議

○議長（堀尾俊浩君） これより本日の会議を開きます。なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

委員会付託中の議案について、別紙配付のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた、第77号議案ほか3件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 小島清人君登壇）

○総務文教常任委員長（小島清人君） ただいま議題となりました第77号議案ほか3件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

それでは、第77号議案朝倉市職員の分限の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてです。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、成年被後見人等の人権が尊重され、不当に差別されないようにすることを目的として、青年被後見人等であることを理由に、資格取得、職種等から一律に排除する適格条項をなくし、個別的に心身の故障等の状況を審査し、能力の有無を判断する規定へと適正化が行われます。

これに伴い、朝倉市職員の分限の手続及び効果に関する条例等の規定の整備を行うもので、施行は法が求める日である令和元年12月14日からとなっています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第79号議案朝倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてです。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の制定により、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し、必要な事項を定めようとするものです。

執行部の説明によると、会計年度任用職員制度は大きく2つの視点から創設されるということです。

まず、適正な任用の確保です。地方公務員の臨時非常勤職員が増加していますが、現在、非常勤職員の任用は、各市町村がそれぞれ判断し、非常勤特別職や臨時的任用職員という形で任用しており、かつ非常勤特別職は、地方公務員法が適用されません。

これらのことから、労働者性の高い非常勤職員については、それにふさわしい任用形態や身分が必要となっていることから、地方公務員法が適用される一般職に位置づけた会計年度任用職員制度により任用していくこととなります。

現在、朝倉市で雇用している嘱託職員及び臨時的任用職員のほとんどは、令和2年度に会計年度任用職員に移行することとなります。

次に、非正規職員の処遇改善を求める国会の議論等の背景があることを踏まえ、地方自治法において労働者性の高い会計年度任用職員には、期末手当などの支給を可能とする法改正がなされたことです。

執行部によると、地方公務員法では会計年度任用職員の任期は年度末までの最長1年ですが、2年目以降の再度の任用を妨げるものではありません。さらに、会計年度任用職員は、地方公務員法上の服務規定が適用されるということです。

朝倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例では、1週間の勤務時間が正規職員と同じものをフルタイム会計年度任用職員、正規職員より少しでも短いものをパートタイム会計年度任用職員と定義しています。

本条例では、フルタイム会計年度任用職員について、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当に係る規定を定めており、給料は正規職員の給料表を準用しますが、職種ごとに職務の内容、責任の度合い、地域、職務経験等を勘案して位置づけられます。

また、パートタイム会計年度任用職員については、報酬と特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬、期末手当、通勤に係る費用弁償等に係る規定を定めています。報酬については、現在の嘱託職員の報酬月額、臨時的任用職員の日額賃金、その他職員の時間給を基本に設定されます。

フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の期末手当については、6月、12月の年2回支給で、支給率はいずれも0.4月とし、令和2年度、令和3年度については、6月、12月のいずれも0.3月とする経過措置が設けられています。

審査では、朝倉市の嘱託職員及び臨時的任用職員の人数を確認したところ、会計年度任用職員に移行する嘱託職員は256人、臨時的任用職員はごく短期間任用の職員を除き115人であるということです。

さらに、消費生活相談員なども、労働性が高くなれば会計年度任用職員となることから、試算においては、さらに人数の増加を見込んでいるということです。

また、会計年度任用職員制度の導入に当たり、必要となる財源を確認したところ、制度完成時の令和4年度には4,906万4,000円の増加が見込まれ、大きな金額となることから、期末手当については令和2年度、令和3年度の経過措置期間を設けているということです。

さらに、執行部に対し行政運営上の捉え方について確認したところ、期末手当の支給等については財源を要するものの、有期雇用職員の処遇改善については、市にとって必要な

人材の確保や、国が進める働き方改革の目的の一つには出生率の向上があり、国と歩調を合わせた少子化対策にもなるものと考えたことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第83号議案財産の取得について（市立小中学校用パソコン及び周辺機器等）です。

市立小中学校用パソコン657台及び周辺機器等を取得するため、指名競争入札を執行し、落札した大倉商店から購入するに当たり、議会の議決を求められているものです。

平成25年度に学校系システムを更新し、パソコン教室用のパソコン及び周辺機器を更新しましたが、6カ年が経過したことから更新するものです。

また、周辺機器の主なものは、中学校の英会話や授業用のソフトなど、授業支援システムや校内用のサーバ、カラープリンタ等とのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第84号議案財産の取得について（消防ポンプ自動車）です。

消防ポンプ自動車2台を取得するため、指名競争入札を執行し、落札した株式会社倉重ポンプ商会から購入するに当たり、議会の議決を求められているものです。

執行部によると、消防ポンプ自動車は第8分団及び第12分団に配属予定とのことでした。

審査では、消防ポンプ自動車の使用年数を確認したところ、耐用年数を20年と定めており、それぞれ、使用開始から20年が経過しているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますよう、お願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。9番半田雄三議員。

○9番（半田雄三君） 委員会の詳しい協議によりまして、大変理解できたところではありますが、第79号議案につきまして、法改正に伴う条例の制定であるということ、そして、非正規の職員の処遇の改善という一面とともに、反面、5,000万円弱ぐらいの財源の増になるということも理解できましたが、現状、朝倉市が復旧復興に向けて進んでいること、そして職員の人数を減らしてきた中で、この復興に向けてまた人数をふやしているところでもありますので、その中の5,000万円弱の財源の増に対する国並びにその他の財源的な補助という部分があるかどうか議論されたのかどうか。もしくは説明されたのかをお尋ねいたします。

○議長（堀尾俊浩君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（小島清人君） ただいまの御質問にお答えさせていただきたいと

思います。

質問の趣旨は、財源についてどのような議論をしたかということの御質問だと理解いたします。

この点につきましては、会計年度任用職員制度の導入にあたりまして、御説明申し上げましたとおり制度完成時の令和4年度には4,906万4,000円の増加が見込まれるということでもあります。かなり大きな金額となるということでございます。

この点につきまして、執行部にたどしましたところ、まだ予定でございますけれども、交付税等で措置の予定だということをお聞きしております。以上でございます。

○議長（堀尾俊浩君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第77号議案朝倉市職員の分限の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第77号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第79号議案朝倉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第79号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第83号議案財産の取得について（市立小中学校用パソコン及び周辺機器等）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これで討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第83号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第84号議案財産の取得について（消防ポンプ自動車）を議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第84号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第64号議案ほか7件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇）

○環境民生常任委員長（大庭きみ子君） 皆様、おはようございます。ただいま議題となりました第64号議案ほか7件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

まず、第64号議案平成30年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出決算総額は796万4,000円です。本特別会計は地域改善対策の一環として歴史的、社会的理由により生活環境の安定向上が阻害されている地域の環境整備、改善を図るため、住宅改修資金、宅地取得資金、住宅新築資金等に対する貸付事業を実施していたもので、現在は、住宅新築資金等貸付金の償還事務のみを行っています。

償還推進の取り組みとして、滞納者に毎月、催告書を送付し、電話催告や訪問徴収による徹底した償還指導を行っているとのことでした。

平成30年度の償還額は446万1,000円、貸付残高は1億75万5,000円で、累計償還率は94.7%です。

審査に当たりましては、不納欠損の状況をたどしました。住宅新築資金等貸付金の時効は10年で、滞納者との面談による時効の中断及び年に一度の戸籍調査などを実施しているものの、借受人や連帯保証人の死亡、または相続人が償還しないなどの理由により不納欠損に至る例があるとのことでした。

今後は、借受人の高齢化や生活困窮等のケースが多数ある中で、弁護士にも相談し、少

額でも償還を推進していくことで、不納欠損を出さない取り組みを引き続き進めていくとの説明がありました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第66号議案平成30年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

本特別会計については、国民健康保険事業に係る事業勘定と朝倉診療所に係る直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されているため、それぞれの勘定ごとに報告します。

まず、事業勘定についてです。

歳入歳出差し引き額は、1億9,820万円の歳入不足となっており、この不足分は翌年度歳入を繰り上げ充用することで補填しています。

過去、最も多いときで約7億円の繰り上げ充用を行いましたが、それ以降、これまでにを行った国民健康保険税の税率改正、一般会計からの法定外繰り入れ、国民健康保険運営の県単位化に伴う国の公費拡充により、段階的に縮減され、現在に至っています。

繰り上げ充用により歳入不足を補っている現状を踏まえた今後の方針については、庁内の関係課との慎重な検討を要するとの説明がありました。執行部によりますと、社会保険適用拡大の影響等により、国民健康保険の被保険者は前年度より減少したものの、医療が必要となりやすい65歳以上の加入者の割合が大きいことから、1人当たりの医療費は増加しているとのことです。

また、国民健康保険税の収納率向上の取り組みとして、差し押さえの強化とあわせ、ファイナンシャルプランナーによる生活改善型納税相談にも力を入れているとのことです。

次に、直営診療施設勘定についてです。歳入歳出差し引き残高は、1,294万9,000円です。

平成30年度の朝倉診療所の外来受診者数は1万5,212人で、うち、前年度より210人増の862人が初診患者です。

歳出の主なものとして、電子内視鏡システム装置994万円及び血圧脈波検査装置238万6,000円を購入し、より質の高い医療が提供できるようになっています。

現在、大型の医療用機器については修理をしながら耐用年数以上の期間にわたって使用していますが、今後も更新計画に基づく買い換えを行っていく予定とされています。

審査に当たりましては、人間ドッグの受診者数の動向についていただきました。執行部によりますと、平成29年度に社会保険加入者の健診受診受け入れを始めたことによる受診者数の伸びが見られる反面、これまでの受診者の高齢化等により、半日人間ドッグの受診者数は減少しているとのことです。

また、施設の改修は、その都度、基金を取り崩して行っているものの、老朽化等に伴う将来的な補強、建てかえなどの必要性が議論されており、今後、財源等を含めた検討が必要であるとの説明がありました。

本委員会としましては、引き続き国民健康保険の財政健全化への努力が強く求められることを確認し、事業勘定・直営診療施設勘定ともに全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第67号議案平成30年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出差引残高は2,559万5,000円です。これは、主に出納閉鎖期間中に収納した保険料であり、翌年度に福岡県後期高齢者医療広域連合に納めて精算する仕組みです。

平成29年度の被保険者1人当たりの医療費は118万6,000円と県平均より少し高く、県下市町村では20番目と引き続き高い水準にあります。年間の医療費は約111億円で1日当たり約3,000万円かかっている計算です。

なお、保険料の収納状況は、県内でも高い水準にあります。その理由として、新規に後期高齢者となる方を対象に、保険証交付式を実施し、制度の説明とあわせて保険料の年金引き落とし開始までの間の口座振替手続を勧奨していること及び収納対策課と連携し、ファイナンシャルプランナーの協力を得ながら納税相談を強化していることが上げられます。

審査に当たりましては、医療費適正化の取り組みについてただしました。執行部によりますと、県主体で行われている訪問健康相談事業のほか、今年度からは生活習慣病にかかっている人でも健康診査が受けられるようになり、重症化予防の施策が進んでいるとのことです。

また、高齢者が骨折で入院し、そのまま要介護状態となるケースもあることから、骨をもろくしやすいとされている多剤服用を防止するためのお薬相談バッグの活用に取り組んでおり、平成30年度は国民健康保険とあわせて、半年で約233万円の医療費削減につながっています。

さらに、本年度からは、庁内の関係各課が出席する連携会議を開催し、重症化予防などを初めとした医療費、介護給付費の適正化に取り組んでいるとのことでした。

本委員会としましては、年々、後期高齢者がふえている状況において、引き続き医療費適正化を進めていく必要があることを確認し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第68号議案平成30年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出差引残高は1億1,379万9,000円です。介護保険制度において、市は要介護認定、保険給付を行い、それに要する経費の半分は公費で負担し、残りを被保険者から徴収した保険料で賄っています。

執行部の説明によりますと、まず、平成31年3月31日現在の65歳以上、いわゆる第1号被保険者数は1万8,040人で、前年同期と比較し221人増加しているとのことでした。

また、平成30年度の介護認定申請者数は新規・変更及び更新をあわせて3,236人で、介護保険法の改正により、介護認定の有効期限が長くなったため、更新申請件数は前年度と

比較し390人減少しています。

なお、平成31年3月31日現在の要介護認定者数は3,360人で、前年同期と比較し30人増加しています。

次に、平成30年度の介護サービス給付費は51億5,813万円で、前年度と比較し9,889万8,000円増加しています。

これは、平成30年4月からの介護報酬改定により、報酬単価が平均で0.54%上がったこと及び報酬に加算が新設されたことなどが大きな要因と思われるとのことです。

1人当たりの一月の介護サービス給付費の平均は、訪問介護等の在宅で受けるサービスやグループホームなどの地域密着型サービスでは、前年度と比較しほぼ横ばいですが、特別養護老人ホーム等の施設サービスで、前年度より約3,000円増加したとのことです。

地域支援事業は、要支援、要介護状態の予防とともに、介護が必要になってもできる限り地域で自立した生活が送れるよう支援することを目的としており、介護状態とならないための意識啓発や元気な高齢者の社会参加促進など、さまざまな取り組みが行われています。

その中の一つである介護予防ポイント事業の換金額は98万2,000円で、前年度と比較し12万6,000円増加しています。医療と介護の両方を必要とする高齢者が住みなれた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域の関係機関が連携して包括的かつ継続的に在宅医療、介護を提供することが重要とされている中、筑前町、東峰村とあわせて医師会を含めた地域の関係機関との緊密な連携体制の構築が図られています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、第74号議案令和元年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてです。

本件は、平成30年度決算確定による補正です。歳入では平成30年度の決算確定に伴う繰り上げ金が計上されています。歳出では、平成30年度確定繰越金を受け入れ、介護給付費地域支援事業費の実績確定による国・県支出金、支払基金を精算し、返還金などを計上し、余剰分を基金に積み立てます。

また、平成30年度介護給付費地域支援事業費の確定に伴う国・県及び支払基金への返還金が計上されています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第76号議案朝倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が、平成31年4月17日に交付、令和元年11月5日から施行され、住民票に旧氏を記載することが可能となり、住民票への旧氏記載をした場合に限り、旧氏での印鑑登録が可能となることに伴い、規定の整備を行うものです。

これまで、婚姻、離婚、入籍などで氏が変更となった場合、戸籍届を受領した時点で旧氏の印影の印鑑登録を職権で抹消していたものを、改正後は戸籍届時に住民票への旧氏記載の届け出を行うことにより、住民票に旧氏が記載されることから、旧氏の印鑑登録を抹消せず、継続して利用することが可能となるものです。

執行部の説明によりますと、上位法改正の背景には、婚姻等に伴い氏が変更となる場合でも、旧氏を引き続き使用できるなど、女性活躍に向けた取り組みが推進されている現状があり、本改正は氏が変わる当事者の手続きの利便性が考慮されたものであるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第78号議案朝倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本件は災害弔慰金の支給等に関する法律と、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行うものです。

法と施行令の主な改正内容は、1点目に施行令に定めていた災害援護資金の償還金の支払猶予を法に規定しなおすとともに、やむを得ない理由により償還金を支払うことが著しく困難になったと市町村が認めた場合には、支払いの猶予ができることとし、2点目に償還免除の対象に破産手続、または再生手続の開始の決定を受けた場合を加え、3点目に支払猶予や償還免除を行う場合に借受人、または保証人の収入や資産の状況について報告を求め、または官公署に対し、資料の提供を求めることができるように規定されたものです。

本委員会としましては、法令の改正に伴うものであり、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第86号議案指定管理者の指定についてです。

本件は、朝倉市学童保育所条例第9条の規定に基づき、甘木Ⅱ学童保育所及び立石Ⅳ学童保育所の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会に議決を求められているものです。

両学童保育所の指定管理者は、保護者会で組織する学童保育所わんぱくクラブで、指定の期間は令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間です。

審査に当たりましては、まず、今回選定された学童保育所わんぱくクラブは、既に市内5カ所の学童保育所の指定管理者であるが、指定管理する学童保育所の数が多くなることによる管理体制への影響はないという点を確認しました。

また、制定に当たって公募を行わなかった理由について、保護者会を管理者に指定することで支援員が保護者と密接に連携し、保育を行うことが可能となると同時に、甘木、立石ともに同一敷地内で既に同指定管理者による管理が行われており、児童や保護者の混乱を避けるためにも一体的な管理運営が望まれるためとの説明がありました。

また、市内の学童保育所において、均一な運営がなされているかとの質疑に対しては、

料金等を含めた均一な運営が行われており、仮に運営主体が変わっても、支援員を引き続き雇用するなどの対応により、安定した運営が可能となっているとの説明がありました。

本委員会としましては、甘木、立石における学童保育所の一体的な運営が可能となることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、環境民生常任委員長の報告は終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第64号議案平成30年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第64号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第66号議案平成30年度朝倉市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第66号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第67号議案平成30年度朝倉市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第67号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第68号議案平成30年度朝倉市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第68号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第74号議案令和元年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第74号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第76号議案朝倉市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第76号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第78号議案朝倉市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告

のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第78号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第86号議案指定管理者の指定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第65号議案ほか9件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 柴山恭子君登壇）

○建設経済常任委員長（柴山恭子君） ただいま議題となりました第65号議案ほか9件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に報告します。

まず、第65号議案平成30年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてです。歳入歳出決算総額5,196万円となっています。簡易水道施設の設置箇所及び給水区域は6区域です。現在、給水人口は204人で、前年度末から10人減少し、年間総排水量は3万9,967立米で、前年度末から9,253立米減少しています。

また、水道使用料は月額1,890円の定額制となっています。

歳出の主なものとしましては、施設の老朽化に伴う佐田川左岸側の寺内簡易水道配水管布設替工事を実施したものです。また、それに伴い、朝倉市寺内簡易水道管理基金を全額取り崩し、歳入に繰り入れを行いましたので、平成30年度末現在高はゼロ円となっております。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第69号議案平成30年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてです。

収入済額324万3,000円、支出済額308万9,000円、歳入歳出差引額は15万3,000円となっています。

本会計は、鳥集院工業団地内の市有地部分の管理及び調整池からの放流水や下流域の井

戸水の水質検査が主な事業です。

平成30年度は、歳入については市所有の未利用地432.82平米を、1坪当たり約2万3,000円で民間企業に売却したため、不動産売却収入として309万1,000円、また、小石原川ダム作業員用の駐車場として貸し出したため、15万1,000円の使用料収入がありました。

歳出については、一般会計へ271万7,000円の繰り出しを行っています。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、70号議案平成30年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

本事業は、昭和50年4月からキンビール株式会社福岡工場へ給水を行っているものです。

まず、収益的収入及び支出について、収入は1億5,044万4,000円で、同工場からの水道料金が主なものです。支出は1億1,174万2,000円で、職員の人件費、両筑平野用水施設管理費負担金、ダム使用権に係る無形固定資産減価償却費などが主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、収入は4億1,111万9,000円で、老朽化による工業用水管布設工事に係る企業債と、事業費の2分の1を負担していただくキンビールからの負担金が主なものです。

支出は3億9,993万8,000円で、工業用水管布設工事が主なものです。

当年度純利益は2,506万8,000円となり、前年度繰越利益剰余金はないため、同額が未処分利益剰余金となり、全額を建設改良積立金として処分するものです。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は6億171万1,000円になりました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第71号議案平成30年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収入は6億1,513万7,000円で、営業収益、営業外収益では水道料金、長期前受金戻入が主なものです。また、特別利益は938万3,000円となっています。

支出は4億7,509万1,000円で、営業費用、営業外費用では、職員の人件費、福岡県南広域水道企業団への負担金や受水費、メーター検針委託料、杷木浄水場維持管理委託料、減価償却費などで、施設の維持管理に係る経費が主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、収入は5,754万1,000円で、旧杷木町分の企業債の元金負担金、旧甘木分の企業債償還金の元金補助など、一般会計からの繰入金が主なものです。

支出は1億6,587万7,000円で、配水管布設、杷木浄水場の手すり設置工事、企業債の元

金償還などです。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する 1 億833万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しています。

当年度純利益は1億3,106万7,000円となり、前年度繰越利益剰余金はないため、同額が未処分利益剰余金となり、全額を建設改良積立金として処分するものです。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は14億2,065万円となりました。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第72号議案平成30年度朝倉市下水道事業の利益の処分及び決算の認定についてです。

まず、収益的収入及び支出について、収入は20億5,494万4,000円で、下水道使用料、長期前受金戻入、一般会計からの繰入金が主なものです。

支出は19億9,155万円で、職員の人件費、処理場やマンホールポンプ場、市設置型浄化槽などの維持管理委託料や修繕費、下水道窓口業務委託料、減価償却費、企業債の利益などが主なものです。

次に、資本的収入及び支出について、収入は13億9,236万4,000円で、建設改良に伴う企業債、その他下水道工事等に伴う受益者負担金、建設改良工事に伴う国からの交付金、一般会計からの繰入金が主なものです。

支出は17億5,413万2,000円で、人件費、下水道工事請負費、企業債の元金償還などです。

なお、平成30年度の下水道工事实績は、流域関連公共下水道事業では、下水道管布設を5,132メートル、19.09ヘクタール、朝倉処理区特定環境保全公共下水道事業では、三奈木の下水道管布設を1,896メートル、8.38ヘクタール整備しました。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する 3 億6,176万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填しています。

当年度純利益は3,920万7,000円となり、その他未処分利益剰余金変動額8,589万6,000円を加えた 1 億2,510万3,000円が当年度未処分利益剰余金となりますので、全額を処分し、3,920万7,000円を減災積立、8,589万6,000円を資本金へ組み入れ処分しました。

また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は 2 億5,579万6,000円となりました。

委員会では、下水道等における水洗化率を確認したところ、市全体で72.7%ということでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、第75号議案令和元年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

これは、平成29年7月九州北部豪雨で被災した県営河川である桂川の復旧工事に伴い、河川の線形が変更されることになったため、隣接するマンホールポンプ施設の移設、下水道管布設替工事が必要になったものです。

また、農業集落排水施設の災害復旧に伴う事業費の予算組み替えで、平成29年7月九州北部豪雨で被災したマンホールポンプ場の制御盤の復旧を行うため、当初予算では維持補修である収益的収入及び支出に計上はしていましたが、マンホールポンプ場の移設の必要も生じたため、建設改良費として資本的収入及び支出に組み替えを行うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第80号議案工事委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更についてです。

これは、平成29年7月九州北部豪雨による災害公営住宅等整備について、福岡県と協定額18億9,970万4,000円で協定することを、昨年6月議会において議決されていましたが、市営住宅杷木団地及び柿添団地の建設工事を実施するに当たり、入札減や工事設計等の一部変更により、今回、協定額を18億4,423万5,160円に改めるものです。

執行部に確認したところ、災害公営住宅等の整備戸数については、被災者に実施した3回のアンケート調査のうち、2回目のアンケート調査実施後の結果をもとに80戸の建設を予定しましたが、整備戸数の変更の可能性も考慮した事業費で協定を締結していたところ、最終アンケートの結果、整備戸数を80戸と確定しました。

また、事業費について入札減が発生したこと、及び旧杷木小学校の基礎ぐい撤去やフェンス工事の内容変更等が生じたため、協定額が変更となったとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第81号議案工事請負契約の変更についてです。

これは、平成29年災の農業用施設災害復旧工事、ため池第5工区の堆積土砂撤去工事の請負契約額を、1億5,000万円を超える金額に変更するものです。

執行部によりますと、工事箇所は杷木若市の山野ため池、杷木久喜宮の城ヶ迫ため池、杉谷ため池の3カ所で、災害査定時において、土砂の処分場が未定であり、土砂の処分場までの運搬距離を簡易査定時に最低距離の2キロメートルでしか積算せず、発注時においても、処分場が未定であったため、運搬距離を2キロで契約していたものが、その後、処分場が宮野地区の立野処分場に確保され、運搬距離が2キロから12キロに変更になり、積み込み費を含む運搬単価が1立米当たり約1,200円から約3,400円に変更したためとのことでした。

また、城ヶ迫ため池の土砂がしゅんせつを進めていく中で、水分を多く含む軟弱土にな

ったため、土砂の水分量が多く、運搬や処分場での盛り土を行うには土壌改良が必要となり、その費用に1立米当たり約3,500円かかり、請負契約額が8,264万520円から1億6,551万4,320円に変更になったとのことでした。

委員会で確認したところ、山野ため池はため池の堤体が一部決壊したため、堤体復旧工事を行うが、他の2カ所については、堆積土砂撤去のみとのことでした。

12月議会でも同じような事例が2件発生しましたが、今後、こういう事例はない予定であり、また、変更額も含めた工事費全体が国の激甚災害の補助率の対象となるよう、国との協議も行われ、承認されているとのことでした。

本委員会としましては、国庫補助事業での災害復旧事業を行うために、残土処分場が決定する前に簡易査定を受ける必要があり、当初、国の基準である2キロで契約を行わなければならない状況であったため、契約の変更はやむを得ないことから、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第82号議案工事請負契約の締結についてです。

平成29年7月九州北部豪雨により被災した普通河川平川の災害復旧工事を行うに当たり、1億5,000万円を超える工事請負契約を締結するものです。

執行部によりますと、工事の概要については工事延長737.3メートルで、河川に堆積した土砂の掘削や護岸や落差工の復旧、のり面保護のための植生工を行うとのことでした。

入札については、AランクとBランクの業者で結成された2つの共同企業体で行われ、落札率は98.87%とのことでした。

なお、請負契約額に係る消費税及び地方消費税額については、本工事が平成31年4月1日以降の契約であり、引き渡し令和元年10月1日以降となるため、税率は10%になるとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第85号議案市道路線の認定についてです。

土取8号線、延長57.5メートル、幅員4から4.2メートルについては、住宅建築により道路用地として寄附を受けたことに伴い認定するもので、土取6号線及び土取線に接道することで、地元住民の利便性の向上につながるとのことでした。

委員会では現地調査を行い、延長や幅員等が認定基準に合致することを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願いし、報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、建設経済常任委員長の報告は終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 時間の区切り上、このまま続けてよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 続けます。

それでは、第65号議案平成30年度朝倉市簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。討論いたします。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第65号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第69号議案平成30年度朝倉市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第69号議案は原案のとおり認定されました。

次に、第70号議案平成30年度朝倉市工業用水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第70号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第71号議案平成30年度朝倉市水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第71号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第72号議案平成30年度朝倉市下水道事業の利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決及び認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第72号議案は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、第75号議案令和元年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第80号議案工事委託に関する協定の締結についての議決内容の一部変更についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第80号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第81号議案工事請負契約の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第81号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第82号議案工事請負契約の締結についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第85号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第85号議案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。午前11時20分に再開いたします。

午前11時7分休憩

午前11時19分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、決算審査特別委員会に付託していた第63号議案を議題とし、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（決算審査特別委員長 鹿毛哲也君登壇）

○決算審査特別委員長（鹿毛哲也君） ただいま議題となりました第63号議案平成30年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきまして、慎重に審査をいたしました結

果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

平成30年度の一般会計の決算は、歳入総額409億4,943万5,000円、歳出総額386億5,832万5,000円で、歳入歳出差し引き22億9,111万円、実質収支では9億9,956万円の黒字決算となっています。

これは、前年度に比べ歳入は4.3%、16億7,812万円の増、歳出は6.3%、22億7,703万9,000円の増、実質収支は1億6,869万7,000円の増となっています。歳入・歳出ともに、災害復旧・復興事業等により前年度を大きく上回りました。

審査に当たっては、予算の執行が議会の議決、法令等に従って、適正かつ効率的に行われ、市民の福祉増進に役立ったかどうか、あるいは議会における意見等の趣旨が十分生かされているかどうかといった観点から、鋭意審査を行いました。

本決算は、歳入面では市税において個人市民税、固定資産税等が増となり、普通交付税と臨時財政対策債は基準財政収入額で法人市民税等による減要因や合併算定がえの段階的縮減等による影響、また、特別交付税においては前年度に平成29年7月九州北部豪雨災害分として大幅な増額交付を受けていたため、地方交付税全体では大幅な減となりました。

また、国・県支出金については、災害復旧事業等により大幅な増となり、市債は合併特例事業債や過疎対策事業の減少により、減となりました。

歳出面では、公共施設等整備基金積立金等やふるさと応援寄附金事業、被災者支援事業や産地パワーアップ事業等による減となったものの、平成29年7月九州北部豪雨や平成30年7月豪雨に伴う災害復旧事業及び災害関連事業等により災害関連経費については昨年度を上回り、過去最大となりました。

経常収支比率につきましては、89.2%と前年度より0.5ポイント増加しており、今後も引き続き厳しい財政状況が続くと推測されます。

これらの状況の中、国の地方財政措置により財源として有利な事業の実施、合併特例事業債や災害復旧事業債などの交付税措置の高い地方債の活用に努められ、また、財政調整基金へ災害支援寄附金等を積み立てたほか、減災基金への積み立てやふるさと応援寄附金等を地域振興基金へ積み立てた上で黒字決算となっております。

委員会においては、さまざまな視点から活発な質疑応答がなされたところであります。

総括質疑においては、市総体の滞納及び不納欠損対策について、これまでの滞納額、回収額、不納欠損額の推移、また対策の基本方針と具体的方策等について質疑がなされました。

平成26年度から平成30年度までの滞納額及び回収額の推移については、5年間で約5億2,300万円の回収がなされ、滞納額は減少の方向にあるものの、本年度決算における滞納金約17億2,100万円は極めて大きな額となっており、平成26年度から平成30年度までの不納欠損金額の推移については、5年間で約2億9,300万円で、本年度決算においては約1億1,300万円も回収ができなかったとのことでした。

執行部の説明によりますと、収入の確保と市民負担公平性を維持することを基本方針とし、市税、国保税債権の方策については、電話訪問、催告等における現年度収納率の向上、納税相談、また速やかに滞納者の財産調査を行い、預貯金、給与等の差し押さえ等の滞納処分の強化、そして生活改善型納税相談事業を行うなどを重点項目とし、具体的に取り組んでいるとのことでした。

税外債権徴収の方策については、全庁的に債権管理、債権回収への意識向上を図り、適正化につながるよう計画に基づき、会議等において情報を共有化し、負担の公平と財源の安定的な確保に取り組んでいるとのことでした。

委員会としても、税の公平の基本に照らし、厳しい財政状況のもと、一日も早い復旧復興の推進を初め、通常の事務事業及び市民各地区の要望事業など市民に我慢を強い協力をいただいている状況にあり、これら財源の確保が極めて重要であることを常に念頭に置きながら、特に時効対策の適正かつ効果的な措置と執行及び不納欠損の解消に万全を期すべく収納対策課並びに税金等を所管する関係課の緊密な連携のもとに、一体となって組織の総力を挙げ、なお一層の努力を期待するものであります。

次に、一般寄附金の配分の考え方についてただし、活用目的については災害関連事業、限定された災害後の地域振興事業、学校関係事業等、寄附をされた方々の意向に沿うように使っていきたいとのことで、平成29年度は約2億2,000万円、平成30年度は約9,300万円の寄附があり、4,000万円相当を地域振興基金、5,300万円相当を財政調整基金へ積み立てている状況とのことでした。

次に、ふるさと応援寄附金の活用についてただし、6事業別の平成30年度寄附額については、心豊かに人が輝くまちづくりに4,010万3,000円、人と人とが助け合い安心をもたらすまちづくりに2,066万1,000円、豊かな地域資源を活かした産業活動を展開するまちづくりに1,319万円、自然と共生する循環型社会を築くまちづくりに1,935万5,000円、新しいふるさととして定住を促すまちづくりに765万3,000円、そして、指定なしが2億5,123万9,000円とのことでした。

最後に、朝倉らしい地域創生の取り組みをしていかなければ、魅力のある朝倉市づくりにならないことを踏まえ、ふるさと納税していただいている方々へお礼、そして、その期待に応えていく上でも、寄附金を活用した事業効果や朝倉市の魅力をアピールし、魅力あるまちづくりに活用できないかという点をただしたところ、人口減少対策や地方創生事業等、必要な事業が山積している中、財源をどう充てていくか、どのような事業をしていくか等、今後、検討していくとのことでした。

朝倉らしいふるさと創生を実現するためにも、ふるさと納税も大きく期待している税収の一つであり、あらゆる面において、地道な努力、知恵を出しながら、確実に財源の確保をしていき、寄附をしていただいた方々の気持ちに沿うよう、お礼や返礼品等、そして活用用途についての発信等に研究を重ね現状よりもう一步進んだ取り組みを進めていくとの

ことでした。

また、活用使途等については、災害により財政を抑えている状況、凍結していた事業を動かす活用法、新しい朝倉として、復旧・復興から発展時における活用法など、さまざまな考えがあり、検討しながら取り組んでいきたいとのことでした。

今後も、復旧・復興事業等に多大な経費を必要とする中、全国的に大規模災害が多発している状況であり、平成30年度のような特別交付税は期待できません。また、普通交付税も段階的な縮減等により減少するため、これに耐え得る財政運営が必要であると考えられます。

本委員会としまして、復旧・復興が最優先であるため、歳出の増加は避けられない厳しい状況ではあるが、有効な財源の確保や事業の優先性を考慮し、これまで以上に行政改革や行政評価による事業の取捨選択を行い、朝倉市復興計画に基づき、一日も早い復旧・復興の実現に向け、義務的経費も含め、さらなる効率的な行財政運営に努めていただくことを期待し、全員異議なく原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論でございます。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の結論に御賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、決算審査特別委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって終了いたします。

（決算審査特別委員長 鹿毛哲也君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、第63号議案平成30年度朝倉市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第63号議案は原案のとおり認定されました。

次に、総務文教常任委員会に付託していた元請願第1号を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 小島清人君登壇）

○総務文教常任委員長（小島清人君） ただいま議題となりました元請願第1号「少人数学級推進などの定数改善」「義務教育費国庫負担制度2分の1復元」にかかわる意見書の提出を求める請願書につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、

審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

審査に当たっては、執行部の出席を求め、本件に関して全国都市教育長協議会などの状況について説明を受けました。

執行部によりますと、本年５月に開催された第71回全国都市教育長協議会において義務教育制度の根幹を維持するとともに、義務教育費国庫負担制度の堅持を期すること、少人数学級や障がいの多様化、教員の長時間勤務の改善に対応した次期公立義務教育諸学校教職員定数改善計画の策定を期することなどが決議され、令和２年度文教に関する国の施策並びに予算についての陳情が提出されており、同様に福岡県市町村教育委員会連絡協議会においても、令和２年度福岡県教育施策及び予算についての提言が準備されているとのことです。

執行部としても、きめ細やかな指導の充実を図り、子どもたちの基礎学力の向上とあわせ、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る観点から、本請願書の内容について賛同できるとのことです。

委員会では、昨今の教育現場での不登校の問題、教職員の働き方改革、そうした状況を踏まえ、本請願を採択し、意見書を提出することが必要だと考えることから、本請願の趣旨に賛同し、全員異議なく採択すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の採決に御賛同賜りますようお願いいたします。

なお、御賛同賜れば、本請願の趣旨に基づいた意見書案を後ほど提出いたしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 小島清人君降壇）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、元請願第１号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度２分の１復元にかかわる意見書の提出を求める請願書を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は、採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、元請願第１号は採択することに決しました。

次に、第73号議案の審議を行います。

それでは、第73号議案令和元年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第73号議案は原案のとおり可決されました。

議事進行上、暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

午前11時45分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加議案等の上程を行います。

本日、市長から議案3件の送付を受けたほか、総務文教常任委員会から意見書案1件、議会運営委員会から発議案1件が提出されました。

これらを一括上程し、まず、市長から第87号議案及び第88号議案の人権擁護委員の候補者の推薦についての提案理由を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様方には、連日の御審議、まことにありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

第87号議案及び第88号議案の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員の候補者に大内田一及び永松睦子を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

皆様方には、十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（堀尾俊浩君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。

午前11時47分休憩

午前11時48分再開

○議長（堀尾俊浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。第87号議案及び第88号議案の2件は関連がありますので一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第87号議案及び第88号議案の2件は一括議題といたします。

これより、追加議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第87号議案及び第88号議案人権擁護委員の候補者の推薦についての2件を一括して議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これをもって、本件の質疑を終了いたします。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第87号議案及び第88号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、ただちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第87号議案及び第88号議案人権擁護委員の候補者の推薦についての2件を議題とし、一括して討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

これより、第87号議案及び第88号議案の2件を一括して採決いたします。第87号議案及び第88号議案の2件は、原案のとおり全て同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、第87号議案及び第88号議案の2件については、原案のとおり全て同意されました。

次に、第89号議案について提案理由の説明に入る前に、地方自治法第117条の規定により、4番熊本正博議員の退席を求めます。

（4番熊本正博君退席）

○議長（堀尾俊浩君） それでは、市長から、第89号議案人権擁護委員の候補者の推薦についての提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 第89号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁

護委員の候補者に熊本みどりを推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

皆様方には十分なる御審議を賜り、御同意いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(堀尾俊浩君) 補足説明があれば、承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案考案のため、暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午前11時52分再開

○議長(堀尾俊浩君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、追加議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第89号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって、本件の質疑を終了いたします。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第89議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、ただちに本会議において議決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、第89号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、第89号議案は、原案のとおり同意されました。

ここで、4番熊本正博議員の着席を許可いたします。

(4番熊本正博君着席)

○議長(堀尾俊浩君) 次に、意見書案第2号について、総務文教常任委員長から説明を

求めます。総務文教常任委員長。

(総務文教常任委員長 小島清人君登壇)

○総務文教常任委員長(小島清人君) それでは、意見書案第2号につきまして、委員会を代表し提案理由を簡潔に御説明いたします。

意見書案の内容につきましては、お手元に配付のとおりであります。先ほど、本会議で採択されました元請願第1号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元にかかわる意見書の提出を求める請願書の趣旨に沿いまして提出した次第です。何とぞ御賛同賜り、御議決いただきますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

(総務文教常任委員長 小島清人君降壇)

○議長(堀尾俊浩君) お諮りいたします。発議案第2号については、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、提案理由の説明は終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午前11時55分再開

○議長(堀尾俊浩君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案等の質疑を行います。質疑は申し合わせにより、同一議題については1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、意見書案第2号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) なければ、これをもって、本件の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。発議案第2号については、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀尾俊浩君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、追加議案等の質疑は終わりました。

次に、追加議案等の委員会付託を行います。

お諮りいたします。意見書案第2号及び発議案第2号については、会議規則第35条第2項の規定により、委員会付託を省略し、ただちに本会議において議決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、意見書案第2号少人数学級推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出についてを議題とし討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。発議案第2号については、討論を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、発議案第2号議員の派遣についてを議題とし、採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第2号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀尾俊浩君） 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、別紙配付のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて令和元年度第4回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時59分閉会